

令和3年12月22日

令和3年第3回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 令和4年度国保事業費納付金（仮算定）の概要について

(1) 令和4年度国保事業費納付金の仮算定結果（県全体分）

① 県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、令和3年度（確定値）と比べて約41億円の増。

区分	R4年度 (仮算定)	R3年度	増減
国保事業費納付金	約746.3億円	約705.4億円	約41億円

② 令和4年度国保事業費納付金の増額要因について

令和4年度の国保事業費納付金の仮算定に当たっては、令和2年度決算剰余金（30億円）の活用による負担軽減が図られたほか、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行を反映し算定されたが、医療費が高い傾向にあること、歳入となる公費等が、令和3年度と比較して大幅に減少したこと等により、県全体の納付金額が令和3年度に比べ、約41億円増加した。

③ 納付金算定に用いる主な公費等の増減（令和3年度推計値との比較）

納付金の算定に用いる保険給付費や主な公費等の増減により、令和3年度推計値と比較して、県全体の納付金額が約41億円増額となった。

増額と主な公費等	増減額	納付金への影響	
保険給付費	5億円	5億円	
前期高齢者交付金	△54億円	54億円	※国の係数による減
療養給付費等負担金等	19億円	△19億円	
年度間調整（決算剰余金※）	△5億円	5億円	※R3:35億円→R4:30億円
後期高齢者支援金	△3億円	△3億円	
介護納付金	1億円	1億円	
その他公費の増・減	-	△2億円	
合計	-	41億円	※県全体：約41億円増

(2) 令和4年度国保事業費納付金の算定方法等（県全体分）

① 保険給付費等の推計結果

直近の実績から「1人当たりの診療費×被保険者数（推計）×給付率」により保険給付費が推計された。

	R4年度 (推計)	R3年度 (推計)	R元年度 (実績)
1人当たり給付費（円）	292,252	281,978	276,335
被保険者数（人）	626,019	647,126	670,305
給付費総額（千円）	182,955,465	182,475,571	190,621,753

※令和2年度は特殊要因（新型コロナによる保険給付費の抑制あり）として、令和元年度の実績と比較

② 決算剰余金の活用による国保事業費納付金の負担軽減

県の国民健康保険特別会計の令和2年度決算剰余金のうち、約30億円を活用し、国保事業費納付金の負担軽減が図られた。

○令和2年度の県国民健康保険会計の決算状況について

区分	決算額（千円）		
	合計	一般被保険者分	退職被保険者等分
歳入	261,811,583	261,811,583	0
歳出	245,078,688	245,078,805	△117
翌年度への繰越	16,732,895	16,732,778	117

○剰余金の活用内容について

区分	金額（千円）	備考
令和3年度分の国庫支出金返還	6,148,729	県→国返還分の財源
医療費増等への対応	1,043,552	普通交付金財源として留保
令和3年度納付金負担軽減	3,540,497	
令和4年度納付金負担軽減	3,000,000	
令和5年度納付金負担軽減	3,000,000	※変更の可能性あり
合計	16,732,778	

(3) 令和4年度国保事業費納付金の仮算定結果（水戸市分）

① 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の令和4年度国保事業費納付金（仮算定）の総額は、令和3年度と比べて約4億4,000万円の増となった。

（単位：円）

国保事業費納付金	R4年度 (仮算定)	R3年度	増減
医療分	4,173,083,335	3,651,996,385	521,086,950
後期高齢者支援金分	1,675,775,874	1,698,712,052	△22,936,178
介護納付金分	557,853,384	615,477,517	△57,624,133
合計	6,406,712,593	5,966,185,954	440,526,639

② 水戸市の国保事業費納付金の年度別推移（一般被保険者分）

（単位：円）

年度	金額	前年度比	備考
平成30年度	8,071,012,629	-	
令和元年度	7,346,081,303	90.8%	
令和2年度	6,135,737,513	83.5%	35億円控除
	(6,417,208,059)	(87.3%)	(281,470,546円)
令和3年度	5,966,185,954	97.2%	35億円控除
	(6,252,735,540)	(97.4%)	(286,549,586円)
令和4年度 (仮算定)	6,406,712,593	107.4%	30億円控除
	(6,650,959,599)	(106.4%)	(244,247,006円)

※令和2年・3年度下段（ ）は、県剰余金 35億円による減額がなかった場合の金額

※令和4年度（仮算定）下段（ ）は、県剰余金 30億円の減額がなかった場合の金額

2 令和3年度の実施状況と令和4年度の必要保険税額について

(1) 令和3年度国民健康保険会計の状況

① 保険税の収納状況（現年度分）

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率
令和元年度	5,690,719	5,107,828	89.76%
令和2年度	5,574,320	5,045,614	90.52%
令和3年度(11月末)	5,422,565	3,106,896	57.30%
令和3年度(見込み)	5,379,000	4,878,000	90.69%

(前年同期 56.22%)

※令和3年度見込みは、令和3年11月までの実績値に、前年度(令和2年)11月から決算時までの伸びを乗じて算出したもの。

② 保険給付費の状況

令和2年度は特殊要因(新型コロナによる保険給付費の抑制あり)により、保険給付費が大きく下がったが、令和3年度(見込み)については、保険給付費は回復傾向にあり、令和2年度実績を上回る見込み。

(単位：千円)

年度	合計	対前年度比	
		一般被保険者分	退職被保険者等分
令和元年度	15,540,527	15,523,729	16,798
令和2年度	14,979,039	14,978,981	58
令和3年度(見込み)	15,397,000	15,397,000	-

③ 令和3年度国民健康保険会計決算見込み

(単位：千円)

歳入			歳出		
科目	当初予算	決算見込(A)	科目	当初予算	決算見込(B)
1 国民健康保険税	5,181,713	5,128,000	1 総務費	232,476	232,000
2 使用料及び手数料	3,933	4,000	2 保険給付費	15,339,000	15,397,000
3 国庫支出金	1	400	3 国保事業費納付金	6,283,710	5,966,000
4 県支出金	15,424,972	15,560,000	4 共同事業納付金	10	-
5 繰入金	1,657,001	1,395,400	5 保健事業費	188,767	188,000
6 繰越金	1	935,200	6 基金積立金	1	-
7 諸収入	126,379	94,000	7 諸支出金	50,036	49,000
			8 予備費	300,000	-
歳入計	22,394,000	23,117,000	歳出計	22,394,000	21,832,000

差引収支見込(A-B)

1,285,000

(2) 令和4年度の必要保険税額について

・現行税率(3方式)により算定した収入見込額

(単位:千円)

項目		R4年度	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,406,712	・R4年度 仮算定額
	② その他事業費	580,100	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A	事業に要する経費 (①+②)	6,986,812	
歳入	③ 県交付金	292,600	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	419,800	
	⑤ 一般会計繰入	341,000	
	⑥ その他収入	87,700	・その他収入 (延滞金等)
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥)	1,141,100	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,845,712	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,488,539	※現行3方式による 収入見込額
E	収入差額 (D-C)	△ 357,173	

協議事項

1 令和4年度の保険税率等改正方針（案）について

（1）令和4年度水戸市国民健康保険税について

令和4年度の国民健康保険税については、県が定める「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、賦課方式を所得割・均等割による2方式へ変更することとあわせて、税率等の検討をする必要があることから、令和3年8月27日付で、水戸市国民健康保険運営協議会へ「賦課方式及び税率等について」諮問させていただいた。

（2）水戸市の保険税率等改正方針（案）

①繰越金の活用によるゼロ改定

現行税率（3方式）による令和4年度の保険税収入見込額によると、必要保険税額に対し、約3億6,000万円の不足が見込まれる。（資料P5参照）

賦課方式の変更とともに税率改正をすることで、不足額を賄う必要が生じるが、コロナ禍における経済状況が不安定な中、被保険者の急激な負担増に繋がるため、不足額についてはこれまでの繰越金を活用し被保険者の負担軽減を図ることとする。

また、2方式へ変更することで、所得や人数構成により、必ず保険税額の増減が発生するが、現行税率（3方式）による収入見込額と2方式による収入見込額を同額とすることで、被保険者全体における税負担が現行と変わらないようにすることで、実質的な改定をゼロとする。

②子育て世帯に対する負担軽減

子育て世帯に対する負担軽減として、令和4年度から国が制度化する未就学児に係る均等割5割軽減措置や、県が新設した賦課方式を2方式へ変更した市町村に対して配分する交付金メニューを活用し、子育て支援の観点から、就学児から18歳年度末までの子どもに係る負担軽減を図ることとする。

2 令和4年度の保険税率等改正（案）について

(1) 令和4年度保険税率等改正（案）

賦課方式を2方式に変更することで、世帯構成や所得により必ず発生する影響について検証を行った。税率等の試算を行う中で、応能割合（所得割）を上げることで発生する所得の多い世帯への影響や、応益割合（均等割）を上げることで発生する多人数世帯への影響について、世帯の人数構成及び所得階層に基づき検証を行うとともに、最適なバランスを考慮することで、なるべく被保険者間の保険税負担の増減に不公平感が出ないように税率等改正（案）とした。

令和4年度保険税率等改正（案）

現行税率等・3方式			改正税率等・2方式（案）		
医療分	所得割	7.15%	医療分	所得割	7.84%
	均等割	23,000円		均等割	30,500円
	平等割	26,000円			
後期高齢者支援金分	所得割	2.35%	後期高齢者支援金分	所得割	3.44%
	均等割	7,000円		均等割	12,600円
	平等割	9,000円			
介護納付金分	所得割	2.05%	介護納付金分	所得割	2.31%
	均等割	9,500円		均等割	15,200円
	平等割	5,500円			

参考) 医療・後期 応能：応益 60：40
介護 応能：応益 50：50

《参考》

全体の世帯数と被保険者数（令和3年9月時点）

○世帯数：36,062世帯

○被保険者数：55,515人

（総所得300万円以下の世帯のうち1人～3人世帯の割合）

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	被保険者数	1人世帯	2人世帯	3人世帯
	21,532 (59.7%)	8,253 (22.9%)	1,875 (5.2%)		21,532 (38.8%)	16,506 (29.7%)	5,625 (10.1%)
29,785 (82.6%)			38,038 (68.5%)				
31,660 (87.8%)			43,663 (78.7%)				

(2) 改正税率(案)による令和4年度の必要保険税額について

・2方式による改正税率(案)により試算した収入見込額

(単位:千円)

項目		R4年度	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,406,712	・R4年度 仮算定額
	② その他事業費	580,100	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A	事業に要する経費 (①+②)	6,986,812	
歳入	③ 県交付金	292,600	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	419,800	
	⑤ 一般会計繰入	341,000	
	⑥ その他収入	87,700	・その他収入 (延滞金等)
	⑦ 繰越金	852,212	※繰越金の活用
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)	1,493,312	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,493,500	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,493,500	※2方式改正(案)による 収入見込額
E	収入差額 (D-C)	0	

※令和4年度に見込まれた保険税収入不足額は、繰越金の活用により対応する。